

相談支援センターあうる運営規程

（目的）

第1条 この規程は、株式会社 kind care（以下「事業者」という。）が設置する相談支援センターあうる（以下「事業所」という。）において実施する指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定計画相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

（事業の目的及び運営の方針）

- 第2条 指定計画相談支援の事業は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて行うとともに、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮し、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者若しくは特定の障がい児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業者は、市町村、障がい福祉サービス事業を行う者、障がい児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業者は、前3項のほか、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための支援法（平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び「児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容、その他関係法令等を遵守し、指定計画相談支援を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 相談支援センターあうる
- （2）所在地 沖縄県中頭郡中城村字南上原 935 番地 1 みどり荘 102 号室

（管理者及び従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する管理者及び従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名
- （ア）管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務、サービス等利用計画及び障がい児支援利

用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- （イ）管理者は、従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該従業者に、この規程及び関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （２）相談支援専門員 ３名以上

相談支援専門員は、基本相談支援、指定計画相談支援に関する次の業務を行う。

- （ア）基本相談支援に関する業務

地域の障がい者若しくは障がい児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整（指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援に関するものを除く。）その他の必要な便宜を総合的に供与する。

- （イ）指定計画相談支援におけるサービス利用支援及び障がい児支援利用援助に関する業務

支給決定、支給決定の変更の決定、通所給付決定、通所給付決定の変更の決定、地域相談支援給付決定、地域相談支援給付決定の変更の決定（以下「支給決定等」という。）の申請に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等又は障がい児の保護者の障がい福祉サービス、障がい児通所支援又は地域相談支援（以下「障がい福祉サービス等」という。）の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス等の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成し、支給決定等が行われた後に、指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者その他の者（以下「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係る障がい福祉サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画を作成する。

- （ウ）指定計画相談支援における継続サービス利用支援及び継続障がい児支援利用援助に関する業務

支給決定障がい者等、通所給付決定保護者又は地域相談支援給付決定障がい者（以下「支給決定障がい者等」という。）が、支給決定等の有効期間内において継続して障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画等が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障がい者等の障がい福祉サービス等の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定等に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等又は障がい児の保護者の障害福祉サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画等の見直しを行い、その結果に基づき、サービス等利用計画等を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行い、又は新たな支給決定等が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障がい者又は障がい児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。
（２）営業時間 午前９時から午後６時までとする。

２ 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所の相談支援専門員が行う指定計画相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいをもつ者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) サービス等利用計画等の作成の開始

(ア) サービス等利用計画等の作成に当たっては、利用者等の希望等を踏まえ、利用者等の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者等の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにするとともに、利用者等の日常生活全般を支援する観点から、指定障がい福祉サービス等、指定通所支援又は指定地域相談支援（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）に加えて、指定障がい福祉サービス等以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画等上に位置付けるよう努めるものとする。

(イ) 利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障がい福祉サービス事業者等、指定障がい児通所支援事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(3) アセスメントの実施

(ア) 適切な方法により、利用者等について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うものとする。

(イ) アセスメントの実施に当たっては、利用者等の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。また、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(4) サービス等利用計画案等の作成

(ア) アセスメントに基づき、当該地域における指定障がい福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項等を作成するものとする。

(イ) サービス等利用計画案等に位置付けた福祉サービス等について、総合支援法第19条第1項に規定する介護給付費等及び児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する障がい児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案等の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書又は電磁的方法等により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画案等を作成した際には、当該サービス等利用計画案等を文書又は電磁的方法等により利用者等に交付するものとする。

(5) サービス担当者会議の開催

支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整等を行うとともに、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案等に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、当該サービス等利用計画案等の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(6) サービス等利用計画等の作成

(ア) 前号の担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画案等の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書又は電磁的方法等により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(イ) サービス等利用計画等を作成した際には、当該サービス等利用計画等を利用者等及び担当者に文書又は電磁的方法等により交付するものとする。

(7) モニタリングの実施

(ア) サービス等利用計画等の作成後、サービス等利用計画等の実施状況の把握（利用者等についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画等の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うものとする。

(イ) モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録するものとする。

(ウ) サービス等利用計画等の変更は、サービス等利用計画等の作成と同様の手順で行うものとする。

(8) 指定障がい者支援施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報の提供等

(ア) 適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者等がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者等が指定障がい者支援施設等又は指定障がい児入所施設等（以下「指定障がい者支援施設等」という。）への入所又は入院を希望する場合には、指定障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(イ) 指定障がい者支援施設、指定障がい児入所施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。

(9) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (8) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(計画相談支援対象障がい者等から受領する費用及びその額)

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障がい者等又は障がい児相談支援対象保護者（以下「計画相談支援対象障がい者等」という。）から計画相談支援給付費又は障がい児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができるものとする。

3 事業者は、前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障がい者等に対し交付するものとする。

4 事業者は、第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、計画相談支援対象障がい者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障がい者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、中城村、北中城村、西原町、南風原町、宜野湾市、浦添市、那覇市、糸満市の全域とする。

2 ただし、通常地域以外の地域に居住する利用者に対し、サービスの提供を行うことを妨げるものではなく、通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(指定地域相談支援を提供する主たる対象者)

第9条 事業所において指定計画相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障がい者(18歳以上の者)

(ア) 肢体不自由

(イ) 視覚

(ウ) 聴覚言語

(エ) 内部障がい

(2) 知的障がい者(18歳以上の者)

(3) 精神障がい者(18歳以上の者)

(4) 障がい児(18歳未満の者)

(ア) 身体に障がいのある児童

(イ) 知的障がいのある児童

(ウ) 精神に障がいのある児童

(苦情解決)

第10条 事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、総合支援法第10条第1項及び児童福祉法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該従業者からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、総合支援法第11条第2項及び児童福祉法第57条の3の3第3項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該従業者からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、総合支援法第51条の27第2項及び児童福祉法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該従業者からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

る。

- 6 事業者は、都道府県知事又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告するものとする。
- 7 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第11条 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
 - 3 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第12条 事業者は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
 - 3 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者等又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者等又はその家族の同意を得ておかなければならないものとする。

（感染症及び非常災害対策）

- 第13条 事業者は、別途定めた、「事業所防災及び危機管理に関する計画」に基づき、感染症及び非常災害の対応として、次の措置を講ずることとする。
- （1）感染症及び非常災害の対策委員会の設置及び開催
 - （2）感染症及び非常災害に関する責任者の選定及び設置
 - （3）感染症及び非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡体制の整備
 - （4）従業者に対する感染症及び非常災害の発生を想定した研修・訓練等の実施

（虐待防止に関する事項）

- 第14条 事業者は、別途定めた「事業所防災及び危機管理に関する計画」に基づき、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待防止委員会の設置及び開催と検討結果の従業者への周知
 - （2）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - （3）成年後見制度の利用支援
 - （4）苦情解決体制の整備
 - （5）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（身体拘束等の適正化に関する事項）

第 15 条 事業者は、別途定めた「事業所防災及び危機管理に関する計画」に基づき、身体拘束の適正化を推進するため、次の措置を講ずるものとする。

- （１）身体拘束等の拘束適正化検討委員会の設置及び定期開催と検討結果の従業者への周知
- （２）身体拘束等に関する責任者の選定及び設置
- （３）従業者に対する身体拘束等の適正化についての研修の実施

（ハラスメント防止対策）

第 16 条 事業者は、別途定めた「事業所防災及び危機管理に関する計画」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動又は妊娠、出産等に関する言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（以下、ハラスメントという）を防止し、適切な職場環境を維持するために、次の措置を講ずるものとする。

- （１）ハラスメントに関する方針の労働者への周知・啓発
- （２）ハラスメントに関する責任者及び相談窓口の設置
- （３）相談内容の解決体制の整備
- （４）従業者に対するハラスメント防止対策の周知・啓発するための研修の実施

（業務継続計画の策定）

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、次の措置を講ずるものとする。

- （１）業務継続計画の策定及び従業員への周知徹底
- （２）業務継続計画に基づいた従業員への定期的な研修・訓練の実施（年 1 回以上）
- （３）業務改善計画の定期的な見直し

（衛生管理の徹底）

第 18 条 事業所は、従業者の清潔保持及び健康状態の管理、設備と備品等の衛生的な管理のため、次の措置を講ずるものとする。

- （１）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」）の設置及び専任の感染対策担当者の配置
- （２）感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこともできる）の定期的な実施（6 月に 1 回以上）及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
- （３）感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- （４）発生時の事業所内の連絡体制及び関係医療機関への連絡体制の構築
- （５）感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修・訓練の実施（年 1 回以上）

（その他運営に関する重要事項）

第 19 条 事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を確保するものとする。

- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 3 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 kind care と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。